

# 3

## 看護職賠償責任保険(包括契約・事故発見ベース)

### 〈1〉保険金をお支払いする場合

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害を発生させた、または、他人の財物に損害を与えたなどの場合に、その看護職個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※1 お支払対象の事故が起こった場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払い対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。

※2 補償(保険)期間中に事故が発見された場合のみ保険対象となります。

※3 貴病院・診療所の業務を遂行することによって事故が発生した場合のみ保険の対象となります。

※4 「特定行為に係る看護師の研修制度」に基づく「特定行為」に起因する損害も保険の対象となります。

### 〈2〉ご加入いただける方

医療施設の開設者

※歯科診療所はご加入いただけません。

### 〈3〉被保険者

医療施設に勤務するすべての看護職(過去に勤務していた方を含みます。)

### 〈4〉お支払いする保険金(示談・和解でも対象となります)

①法律上の損害賠償金

- ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業損害・逸失利益など
- ・被害財物の修理費・再購入費用(時価額限度)
- ・被害者の人格権を侵害した場合の慰謝料など

②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

### 〈5〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議

など

### 〈6〉ご契約にあたってのご注意

①勤務される看護職の方を一括してのご契約となるため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。

②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。

③事故発生時にはその看護職が医療施設に勤務していたことを証明する名簿等が必要となります。

### 〈7〉保険金額・保険料

下記保険料に許可病床数を掛けてご算出ください。(1円単位四捨五入、10円単位)

(保険期間1年 団体割引20%適用 一括払)

保険金額	身体障害賠償	1事故	5,000万円
		期間中	15,000万円
	財物損壊賠償	1事故	20万円
1病床あたり保険料	一般・療養病床/介護医療院		1,185円
	精神病床		114円
	結核・感染症病床/老健施設 他		33円
一般診療所			8,990円

※自己負担額はありません。

※上記以外の保険金額をご希望の場合は、日本病院共済会または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核・感染症病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。